

人吉市農業委員会定例総会
(第9回)

令和5年8月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和5年8月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 53 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 54 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 55 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4
年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委
員会の意見決定について
日程第 4 議第 56 号 令和5年度農地利用集積等促進計画（案）について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	中 村 郁 子
同	18番	椎 葉 徹

同	19番	元 田 和 弘
同	20番	赤 池 親
同	21番	迫 田 公 江
同	22番	仲 村 建 彦
同	23番	北 山 加 一 郎
同	24番	東 悟
同	25番	東 照

議事録署名農業委員 3番 原 口 政 廣
 議事録署名推進委員 11番 牛 塚 敬 一 郎

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前 村 洋 宣
係	長	豊 永 英 紀
主	任	渕 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員		坂 井 正 子

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。

ただ今から令和5年第9回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に1番委員、12番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第53号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第53号 朗読

○（議長）それでは、1番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）おはようございます。初めての案件になりますので、よろしくお願いします。

議第53号、農地法第3条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書を

ご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は2筆合計で479㎡です。有償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の事由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の開始となっております。申請地はタブレットの1ページのとおりです。現地を確認したところ、譲受人は定年後にUターンされ、地元で野菜と米作りをしたいということを言っておられました。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。
- （7番委員）議案書に農業経営の開始と書いてありますが、今から始められるということでしょうか。
- （1番委員）少し前から始められています。
- （7番委員）何丁くらいでしょうか。
- （1番委員）正確な面積は分かりませんが、半年ほど前から農地を借りて耕作されていきました。今回、土地を買ってから始められるとのことでした。
- （議長）事務局から説明をいたします。
- （事務局係長）事務局より補足いたします。議案書を見ると経営面積がゼロで農業経営の開始となっておりますが、調査書に書いてありますとおり、この譲受人は15年農作業に従事をしており、口頭契約で別の場所を借りて耕作をされておられました。口頭契約であるため、経営面積に数字があがってこないということです。15年前から耕作をされていたことは、事務局の方も確認しております。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について5番委員の調査報告をお願いします。

- （5番委員）おはようございます。さっそく申請がありましたので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議第53号、農地法第3条の許可申請に対する2番の報告をいたします。
議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で農振区分は農用外、面積は1筆で784㎡です。権利種別は3条の無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。場所は別紙位置図のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の廃止と譲受人の農業経営の開始で新規就農になります。この土地は現在も野菜などを作られておられまして、整備されております。管理機等は所有されておりますが、大型機械等につきましては、リースで対応するとのことでした。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しません。よって、総合判断として許可相当と判断をいたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

- （事務局係長）事務局から補足させていただきます。この案件も1番と同様に農業経営の開始ということで、議案書に経営面積は入っておりませんが、譲渡人と譲受人は親戚同士であります。10年前からこの農地を口頭契約で借りて野菜を作っておられたそうです。以上になります。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
日程第2・議第54号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第2・議第54号 朗読

○（議長） 1 番から 2 番を続けて 1 番委員の調査報告をお願いします。

○（1 番委員） それでは、議第 5 4 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 1 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は 2 筆合計の 2 3 6 m²です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、転用目的は通路及び宅地拡張です。農地の区分は第 2 種農地で都市計画用途指定区域外、既転用となっております。始末書も提出済みです。申請地は別紙位置図のとおりです。これは市道から宅地までの道が無く、通路として使いたいということです。実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第 2 種農地です。一般基準として、1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断いたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

続きまして農地法第 5 条の許可申請に対する 2 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は 8. 5 m²です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は通路となっております。農地の区分は第 2 種農地で都市計画用途指定区域外です。これも既転用となっております。始末書も提出済みです。申請地の場所は別紙のとおりです。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第 2 種農地です。一般基準は 1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断いたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長） ありがとうございます。事務局から訂正の説明があります。

○（事務局 刈田主任） 申し訳ございません。事務局より訂正をお願いします。農地法第 5 条の許可申請に対する許可の決定について、議第 5 4 号の 2 番について権利を所有権移転としておりますが、今回、申請書には使用貸借権の設定と入っております。申し訳ございません。使用貸借権の設定ということで訂正をお願いします。

○（議長） よろしいですか。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長） 質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番の報告について質疑はありませんか。
- （16番委員）使用貸借権の設定に変更になった場合には、やはり農地法第5条になるのでしょうか。その辺りを確認させてください。
- （事務局係長）権利の設定で使用貸借、賃貸借の設定であれば5条申請が必要になります。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について6番委員の調査報告をお願いします。
- （6番委員）おはようございます。議第54号、農地法第5条の許可申請に対する3番の調査報告をいたします。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりであります。地目は田、面積は445㎡でございます。事業面積が715.15㎡となっておりますが、これは譲渡人の宅地を含んだ面積となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございまして、転用目的は建売住宅となっております。農地の区分は第1種農地で、都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図のとおりでございまして、ご覧いただきたいと思えます。生活雑排水につきましては、敷地内に合併浄化槽を設置いたしまして、浄化後に近くの用悪水路に流し入れるということです。また、雨水などは自然浸透により対応するという事です。近くに大井手水利組合の水路がございまして、ここについては流し入れしないということですが、一応、水利組合からの同意書も取っております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりでございまして。農地の区分と転用目的でございまして、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得

ないと判断しております。それから一般基準でございますが、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

4番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。

4番について10番委員の調査報告をお願いします。

- （10番委員）議第54号、農地法第5条の許可申請に対する4番の報告をいたします。

議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で1,081㎡でございます。農振区分は農用内です。これは賃貸借権の設定でありまして、貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は現場事務所兼駐車場で一時転用であります。農地区分は農用地区域内農地で都市計画用途指定区域外であります。現地を確認しましたところ、申請地は不耕作地でありまして、今回、現場となる場所のすぐ近くなります。また、申請地を確認した際にハチの巣箱が置いてありまして、事務局の方からも問題がないかとありましたので、最適化推進委員の東悟委員にもお願いをいたしまして、確認作業を行いました。隣接の方に確認をしましたところ、市外の梨農家の方でお名前まで分かったのですが、どなたも連絡先を知らないということと、この巣箱は実は許可なく無断で置いてあるということでしたので、確認はしていません。ただ、申請地が不耕作地でありましたので、他にも遊休農地があるのではないかと東委員と確認作業を行いました。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙の位置図5ページのとおりです。事業計画書によりますと、土地の選定理由は、申請地は今回の工事現場の近く、面積が使用目的に対し最適であります。事業の目的及び

必要性が約1年款の工事のための現場事務所としてぜひ必要です。給排水計画につきましては、現場事務所として使用のため、給水は持ち込みとします。雨水は、自然浸透とし、トイレは簡易仮設トイレを設置するということでした。被害防除計画につきましては、造成中には現地は、道路より低地であり、また転圧により土砂が流失や崩壊しないようにするということでした。完成後の被害防除については、現場事務所の作業員には近接農地に影響がないように注意させます。あるいは隣接土地に影響がないよう建物を設置するということになっております。実質審査表をご覧ください。農地の区分は農用地区域内農地であります。申請地は農用地区域内農地であるが、一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障が無いと認められることから、農地転用の不許可の例外事由に該当し、許可は可能であると判断いたしました。一般基準の1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議の方よろしくお願いいたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長）それでは、日程第3・議第55号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第3・議第55号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が中－2は私が組合員の法人となっております。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）まず、報告の前に先月の議案についての質問に対する補足説明をいたします。中間管理機構を介した一括方式の6番の案件の貸借期間が10年ではなく、8年8ヶ月となっているのは何故かという質問でございました。この農地面積1,508㎡のうち772㎡を令和4年3月31日から10年間農業公社に貸し出されたのですが、その残の736㎡も先月、農業公社に貸すことになり、同じ農地なので貸し出しの終期を同じ令和14年3月31日に合わせたために8年8ヶ月になったということです。

次に今回の資料の差し替えをお願いします。お配りしておりますクリップ留めしてある2枚ものをご覧ください。3ページの中間管理機構の利用権設定状況一覧表に誤りがあったためでございます。受け手の貸し出しの期間について2番、3番、4番、5番がそれぞれ9年11カ月、5年、5年、5年に訂正がしてあります。2番は当初、賃貸借で令和5年9月1日から設定されていましたが、考えが変わられて、その日のうちに解約され、新たに使用貸借として契約されております。期間は正確には9年11カ月29日になったものであります。それに伴い、1ページの期間の欄に9年11カ月という期間を改めて挿入しました。それに伴い1ページの10年の面積は減りましたが、小計は変更ありません。以上、1ページ、3ページの差し替えをお願いします。

それでは、お手元の資料をご覧ください。令和5年8月17日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求めてられております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が25,125㎡、「畑」が4,897㎡、合計の30,022㎡あがってきております。一番下の所有権移転はございませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が

3件、再設定が2件、合計の5件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。

次に3ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が17,373㎡、「畑」が3,781㎡、計の21,154㎡になります。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時4分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

○（事務局長）今、確認作業を行っていただいておりますが、訂正ばかりで大変申し訳ございませんが、総括表が1ページから3ページまでございますが、表外の一番上の左側に令和5年第8回と記載してありますが、正しくは第9回になります。1ページから3ページまで第9回にご訂正をお願いします。よろしくお願いします。

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（14番委員）議第55号の2番であります、その土地について本人に聞き取り調査をしましたので、状況等をお話させていただきます。借人は水稻を幅広く栽培しております。借人が賃借関係で借りている農地の複数が放置をされ、荒れており、作付けもされていません。今回、申請をされた土地についても昨年の4月から今年の3月まで契約をされていましたが、そこは全く作付けもされておらず、セイタカアワダチソウが生い茂っており、周りの人達が道路にかかる部分は町内会で草払いをされている状況であります。今回も現場を見たところ、全く手入れ等はされておりました。作付けもございません。今回、申請が9月からとなっておりますが、作付けは4月にされます。何故そうなったのかと本人に聞き取りを行ったところ、貸人については市外に住んでおられる方です。また、今年も作ってくれないかということで貸人から借人に話があり、承諾されたということです。貸人も現場の状況等を見ておられ、また貸して大丈夫なのかと思っておられますが、貸人からの耕作して欲しいとの要望

で申請が出ております。借人に何を作られるのか伺ったところ、水稻を作られるということでした。水稻ということですが、作付け時期は過ぎているので、今年は何も作られないのか確認したところ、来年からは耕作をされるということでした。今年は土地の管理だけでもしていただくようお願いをしました。現地にはセイタカアワダチソウが生い茂っており、冬場になると火災の恐れもあります。周りにも迷惑をかけるので、本人には強く管理をするよう伝えてあります。今回、貸人の方からの要望で出ております。そのような状況でございました。

- （議長）ほかに質疑はありませんか。
- （6番委員）今、14番委員から調査報告があった件ですが、どう捉えればいいのかと考えますが、この場で貸借設定を認めて、ますます荒れてくる状況が続く場合も考えられます。皆さんの意見をお願いします。
- （議長）私もこの方の経営は若干知っておりますが、実は大畑校区にもありまして、作り方が自然農法なので、今は結構荒れております。今現在、そこを作付けしてあるかは分かりませんが、貸主の方は基本的には解約をして欲しいと言われておりました。事務局からのご意見や指導について何かございませんか。
- （事務局係長）事務局も受入の耕作状況は知っておりましたし、現地もたまたま私が確認したところだったものですから、貸人の方が窓口に相談に来られた際に「別の方を探しましょうか。」とご提案をいたしました。貸人の方からは「それでもいいが、以前借りていた方に一回声を掛けて、その方が作られないということであれば、また、ご相談します。」ということでした。この貸人の方も今の状況を見ておられても、その方にまずは借りて欲しいという意思で相談され、借人と再契約を結ばれました。全くこの状況を知らずということではなく、農業委員会で別の方を探しますよとご提案をしたにもかかわらず、借人と1年間の契約をされて、提出をされたという経緯をお話しておきます。
- （6番委員）申出書には農業をされる方がここには1人と記載され、雇用はされると思いますが、このような状況の中では十分には出来ないのではないかと考えます。そういった形の中で荒れているところが出てきていると思いますので、指導を含めてよく考えてした方がいいと私は思います。
- （議長）先ほどの14番委員の報告のとおりこの方が借り受けされる農地は結構ひどい状況です。以前から分かっていたことですが、ただ、このようにして無理をして借り

受けをされるので、預ける人は誰かいなければ困られるし、難しい問題もあります。もし、貸借設定が認められれば、耕作者のほうに農地の管理を正確にして下さいという指導をするしかないと思っております。ただ、この方は幅広く作られていたかと思えます。

- （事務局長） 14番委員からご説明がありましたとおり、元々の地権者の方にもお話をされたこと、事務局からも地権者の方にも話をしていること地権者のご意向としては、前作っていた人に一度聞いてからということだったので、借人に聞いたところ「作ります。」ということでした。14番委員の話では、水稻を作りたいけれども今年度は当然時期が過ぎていきますので、来年からということでございます。また、6番委員等から、他の委員さんもお存じかと思いますが、他の農地も荒れている状況というのは見受けられるということで、今後、しっかりとした管理が出来ないのではないかとこのところで、指導を含めて言うべきではないかということでございます。当然、農業委員会、事務局もそうですけれどもきちんとした耕作の指導はやはりやっていくべきだと思っております。その後、管理をされていなければどうなるのかということでございますけれども、私も知識的に一度許可したものをしばらく様子を見て許可取り消しが途中で出来るのかということについては、調査をさせていただきたいと思えます。もうひとつのやり方といたしましては、1年経ってもずっと例えば1年のうち半分以上荒れている状況で指導にも従わないようであった場合には、改めて地権者の方等とも相談をして、合意解約を勧めるなどの方法も考えられるのではないかと思いますので、そういった対策を取ることも可能だと事務局としては考えているところでございます。事務局といたしましても借人が今、借りてらっしゃる自己所有地を含めて一部被災農地もございますので、一概に言えないところもございますが、結構荒れている所がございます。会長が申し上げられたとおり、借人がやっておられるのが自然農法ということですが、事務局で全ての現地を確認いたしました、荒れているもしくは水稻を作付けしてあるが、ヒエがいっぱい生えている状況でした。そういったところについても適切な管理、周囲の農地等への影響を考えれば適切な管理等についてはしっかりと指導をしていくべきではないかと考えております。

- （議長） 今、事務局長から説明がありましたとおり、非常に厳しい状況ではございますが、ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長） それでは質疑もないようですので、採決いたします。
2番と中－2を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は

挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の中－２について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数つき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
最後に２番について皆さんにご提案をしたいと思います。原案説明のとおり決するにご異議のない方の挙手をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
- (７番委員) 借主は他に農地があるということですが、きちんと耕作されているのでしょうか。
- (議長) されておられません。
- (７番委員) やる気がないということでしょうか。
- (議長) やる気はあるとは思いますが、まず、耕作方法が他の方と違い自然農法なので、私が知っている限りですが、草取りやそういう除草剤を使わずに田植え機にチェーンを下げて除草をするという方法でされておりました。そのような作り方なので他の方からすれば、結構手のかかる方法だと思います。
- (６番委員) ２番の方の農作業従事日数が１５０日としてありますが、他に仕事をされているのでしょうか。
- (事務局長) はい。大工仕事をたぶんされております。
- (議長) いかがいたしましたでしょうか。
- (１４番委員) 私が本人に接触した時にはニンニクの選別などの作業をされておられました。販路についてはインターネットなどで個人的に販売をされているため、そのような作業もされておられました。

- （３番委員）この方は農業用トラクターなどを所有されているのでしょうか。
- （１４番委員）持っておられます。
- （３番委員）それにしても今、農地パトロール中でもあるので、例えばＡ判定やいきなりＢ判定になった場合には、農地から外れてしまうので、そういった判定は出来ないと思います。実際には農地を返すかＡ判定になってしまうかだと思います。
- （議長）私とすれば、Ａ判定に出来ないのではないかと考えてしまいます。機械を入れて耕起作業等をすれば、営農は出来るかと思っています。
- （１５番委員）ずっと議論していても終わらないと思いますので、西瀬校区には委員が５名おりますので、一度、５名で行って話をして、今後のことについても指導をしてはどうだろうかと思っています。
- （事務局長）今、皆さんのほうから持っている農地でどれだけ耕作をされているのかという話もございましたが、農業委員会の方で登録している自己所有地または貸し借りしている農地が３７筆ございます。そのうちの３０筆は水害での被災農地です。被災農地のうち１９筆は薩摩瀬の草が繁茂している場所がございますが、福川の東側になります。本市としては、防災ステーションの建設をお願い出来ないかと地権者の方といろいろと交渉を行っているところでございまして、現況としてはまだ荒れています。借人の農地の一部は自力復旧ということでされて、一時期、タマネギ等は作付けをされておりましたが、その収穫が終わった後は特に西瀬地区の委員の皆様はご存じのとおり、荒れている状況が続いております。消防署の裏辺り、地域的には下薩摩瀬になりますが、被災農地でそこは民間業者の宅地開発で話などが出ており、実は、災害復旧の申請も全部取下げをされております。市の方も災害復旧工事は行わないと判断をしている農地でございますので、どちらかという和林郵便局の裏辺り、下林も含めてですが、そこは合意解約をしておいたほうがいいのではないかと我々としては考えております。しらさぎ荘さんの辺りは水稻が３筆ほどあり、作付けもされております。現状としては先ほど私のほうから申し上げましたが、作付けはされているがヒエなどが生えており、管理はきちんと出来ておりません。下戸越の高栗栖、西瀬の畜産会場の上のところに細長い畑がありますが、そこはトウガラシの作付けはされていますが、やはり管理的には管理不足と考えております。あと、中村牧場さんの前の一段低いところに畑が２筆ありますが、そこも２筆のうち１筆は管理されております。それともう１筆が一部にマルチを張ってナスを栽培されている状況であることは皆さんにご

承知いただきたいと思っております。被災していないところでも何も作付けされず、荒れているところは非常に見受けられます。中村米屋さんの線路沿いのところは非常に荒れておりますが、そこも借りている農地です。ほとんどは被災農地ではありますが、作業的には出来ておりません。本人さんと話をすることもありましたが、機械等は所有されておりますが、自分でしっかりと一から十までやるかという、そうではない所も見受けられます。要は人を雇ってされている所もありますので、本人も人手不足と言っていました。本来であれば作付けから収穫まで自分が中心となってやりながらそこに足りない分を雇用するというのが、一般的な考え方かと思いますが、そうではないのかなという部分も見受けられました。ただ、農業者である以上はしっかりと農業をしないといけないという所は農業振興課サイドとしても強く伝えております。現状としてはこのような状態です。被災農地について8番委員からも農地パトロールをするにあたってご相談をいただきました。それで、被災から3年が経つということでそろそろ被災農地判定のC判定は出来ないかなと思っております。今後、どのようにやっていくのかとご相談を受けました。それで、私からのご返事としては、先ほど申し上げたように、国の防災ステーションの建設を市のほうからも今、お願いをするためにその地権者の方々に全ていろいろご相談等をあたっているところでございます。その状況を踏まえた上で、もし、その話がダメとかになった場合には当然、A判定もしくはB判定になっていくというところで状況を見ていただくようお願いはしているところでございます。

- （議長）今、局長と14番委員から説明がありましたが、難しい案件になりますので、今回、保留ということでいかがでしょうか。

「はい」の声

- （議長）それでは、この2番につきまして保留ということで皆さんにお諮りいたします。保留とすることにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって保留といたします。日程第4・議第56号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第4・議第56号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、1番は9番委員が組合員の法人、

3番は私が組合員の法人となっております。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に参画することはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）訂正をお願いします。統括俵の欄外の部分、令和5年第8回を第9回に訂正をお願いします。

それでは、お手元の資料をご覧ください。令和5年8月9日付けで人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

次のページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。今回、3件ありました。利用権の転貸の「田」が11,916㎡、「畑」が0㎡、合計で11,916㎡あがってきております。貸借を受ける者の1番の全部効率要件、2番の常時従事要件、今回は法人がございますので、3番の地域における安定的農業経営要件について審査をお願いします。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時34分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（6番委員）2番についてですが、法人ではなく個人で借りるということでしょうか。理由など分かれば教えて下さい。

- （議長）借受人は法人の代表理事の息子さんになります。詳しい理由は分かりませんが、今、この借受人のお名前で集積されることが多いです。
- （事務局長）借受人は今、認定新規就農の認定を取りたいということで、お父様とは別に独立して畜産の経営をしたいということで、今、認定新規就農計画の相談にのっている状況でございます。今後、営農をやっていくにあたって、規模や資金、畜舎をどうするのか、母牛の確保はどうするのかなど繁殖経営を目指されるようでございます。長い期間かかっておりますが、計画の概要についてＪＡ、市、県の振興局も入ってずっと相談にのっております。そういった理由でご自分でも少しずつ飼料畑を確保されているのではないかと考えております。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
- １番と３番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
- 貸借設定の１番と３番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
- これで本日の議事は全部終了いたしました。
- これにて令和５年第９回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ １０時３４分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員